

一時保育事業のご案内

一時保育事業とは、保護者の仕事、傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭、育児疲れ等により、一時的に日中の家庭保育が困難となる児童を預かる（保育する）制度です。

■ 対象児童

こども園に在籍していない利用開始日現在で満1歳から就学前の児童が対象です。

※市外に在住されている方は、保護者が出産又は疾病により市内に帰省して、児童が緊急又は一時的に家庭での保育が困難と認められるときは、対象とすることができます。

■ 保育期間

1か月につき14日以内とし、1回の申請で当該年度末（3月31日）まで利用できます。

（保育期間後も、その児童の保育が必要と認められるときは、新たに申請することができます。）

※市外に在住されている方は、保護者が出産又は疾病により市内に帰省している期間を限度とします。

■ 保育時間

午前8時30分から午後3時まで

※初めて利用する児童は、事前に実施園にて面談が必要です。

■ 利用申込

- ・窓口での申請（面談の日程調整をさせていただきます。）
- ・LoGoフォームでの電子申請（右のQRコードからお申込みください。）

申込 LoGo フォーム



■ 実施園および利用料（入園した年度の4月1日現在の満年齢で区分します）

実 施 園			年齢区分	利用料(日額)
城北こども園	（字宮ノ後 39-2）	Tel.22-2306	3歳未満児	2,100円
長篠こども園	（長篠字丸井 19-1）	Tel.32-0063		
作手こども園	（作手高里字縄手上 20-1）	Tel.37-2731	3歳以上児	1,000円

※給食費およびおやつ代を含みます。平日は給食がありますが、土曜日は弁当を持参ください。

■ 利用料の支払い

利用月の翌月に納付書を郵送しますので、納付期限までにいずれかの場所で納付ください。

- ・三菱UFJ銀行
- ・愛知銀行
- ・豊橋信用金庫
- ・豊川信用金庫
- ・愛知東農協同組合
- ・蒲郡信用金庫

本店および支店

※ 金融機関以外に、市役所（会計課）
および鳳来・作手総合支所（地域課）
でも納付出来ます。

開庁時間：午前9時00分～午後4時00分

■ こども園の入園や転出等により、対象児童でなくなった際は辞退の手続きが必要です。